

## 一般社団法人日本呼吸療法医学会 定款

### 第1章 総 則

(名称)

第 1条 当法人は、一般社団法人日本呼吸療法医学会と称し、英文では、**Japanese Society of Respiratory Care Medicine**と表記する。

(主たる事務所)

第 2条 当法人（以下「本会」という）は、主たる事務所を大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル16F 株式会社メディカ出版内に置く。

(目的)

第 3条 本会は、呼吸療法医学の進歩発展を図り、呼吸療法の普及と充実に貢献し、あわせて国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の学術集会、その他の集会、講演会等の開催
- (2) 機関誌、図書および研究資料の刊行
- (3) 内外の関係諸団体との協力活動
- (4) 専門医制度に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第 6条 本会の機関として、社員総会および理事以外に理事会および監事を置く。

### 第2章 会 員

(種別)

第 7条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した医師、医療従事者および医学研究者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 名誉会員 本会の進歩発展に多大な寄与をした正会員の中から、別に定める細則により選出された者

(入会)

第 8条 会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載し、当該年度の会費を添えて、本会の事務局に申し込むものとする。

(会費)

第9条 正会員および賛助会員は、細則において別に定める会費を納入しなければならない。名誉会員は年会費の負担を要しない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上にわたり滞納したとき。
- (3) 死亡または、失踪宣告を受けたとき。賛助会員は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(懲罰)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経たうえ、社員総会において総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、懲罰処分を課することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 日本国の法律等または本会の定款もしくは規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 懲罰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 訓戒（口頭注意）
  - (2) 訓告（文書による注意）
  - (3) 譴責（始末書の提出）
  - (4) 委員会委員罷免
  - (5) 役員罷免
  - (6) 専門医資格の喪失・停止
  - (7) 会員資格の停止
  - (8) 除名
- 3 前項の第1号から第3号の処分を行う場合には、社員総会の議決を省略することができる。
- 4 理事会は、第12条第2項第4号から第8号の処分対象会員に対し、社員総会の議決を得るまでの間、社員総会に諮られる処分に該当する自粛を勧告することができる。この自粛期間は、社員総会で決定した処分期間に充当することができる。
- 5 懲罰が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、

義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 代 議 員

(代議員)

第14条 本会は、概ね正会員20人の中から1人の割合をもって選出される代議員を置き、代議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(代議員の選出)

第15条 代議員は正会員から選出する。その方法は、細則において定める。

(代議員の任期等)

第16条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任および解任並びに定款変更についての議決権を有しないものとする。

(辞任)

第17条 代議員は、辞退届を提出して辞任することができる。

(会員の権利)

第18条 代議員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

### 第4章 役 員

(種類および定数)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選定する。ただし、社員総会における得票を尊重する。
- 3 前項で選定された代表理事をもって、理事長とする。
- 4 理事長は、理事の中から1名の副理事長・事務局担当理事を選任することができる。
- 5 役員を選出に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、細則において別に定める。

(理事の職務・権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。また理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務・権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産および会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会および理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときはその調査の結果を社員総会に報告すること。
- (6) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 3 監事が学術集会会長、副会長に選出された場合は監事を兼任しない。
- 4 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、この定款で定めた定員を欠くにいった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第24条 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 選挙理事の3分の2以上の一致により理事長の職を解くことができる。その際は、前条第19条に基づき選挙理事の中からその互選により暫定理事長をすみやかに選出する。この場合も暫定理事長の任期は、前理事長の残任期間とする。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 社員総会

(種類)

第26条 本会の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第27条 社員総会は、代議員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 名誉会員は社員総会に出席して意見を述べることができる。理事長が必要と認めた場合、社員総会に社員以外の陪席者をおくことができる。

(権限)

第28条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告および決算報告
- (4) 会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散
- (7) 合併
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項  
(開催)

第29条 定時社員総会は、理事長が招集し、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会または監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。

(2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決数を有する代議員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第30条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。法人法第38条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合はこの限りではない。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又はインターネット等により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 社員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第33条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員は、書面又は電磁的方法により、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長の選定および解職
- 2 理事会は次に掲げる事項およびその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
  - (2) 多額の借財

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 役員<sup>2</sup>の3分の2以上の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長および監事は、これに署名しなければならない。

## 第7章 委 員 会

(委員会)

第44条 本会の事業を円滑に推進するため、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、恒久的に設置するものとAd hocのものに分類する。

- 3 委員会の委員長および委員は、理事会が選任する。
- 4 委員長および委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5 各委員会は、活動の基準となる規則を作成し、これを機関誌に掲載するものとする。

## 第8章 学術集会

(学術集会)

- 第45条 本会は、毎年1回学術集会を開催する。
- 2 学術集会に会長および副会長を置く。
  - 3 会長および副会長の選出については、別に細則に定める。
  - 4 理事会で必要と認めた場合、第4条に該当する集会、講演会等を別途開催することができる。
  - 5 本会の主催する学術集会等においては、会員に限り発表することができる。ただし、会長の承認を得た者については会員資格がなくとも発表することができる。

## 第9章 部 会

(部会)

- 第46条 本会に医師以外の専門職種で構成する部会をおくことができる。
- 2 各部会の運営については別に規則を定める。

## 第10章 計 算

(事業年度)

- 第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第48条 本会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が提案し、理事会の議決を経て理事会が決定するとともに、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。
  - 3 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

- 第49条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書および計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において事業報告の内容を報告し、計算書類等についてはその承認を受けなければならない。

- 2 本会は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配)

第50条 本会は、剰余金の分配は行わない。

## 第11章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、社員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第12章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

2013年3月18日作成

2013年3月22日認証

2013年4月 1日法人成立

2014年7月18日変更

2015年7月16日変更

2019年8月 2日変更

2020年10月12日変更

2021年8月21日変更

2023年8月 4日変更

2025年6月14日変更

## 一般社団法人日本呼吸療法医学会 定款施行細則

### 第1章 代議員の選出

- 第 1条 代議員の選出および定年は次の各項に従う。
- (1) 代議員の選出は定款第15条に基づき、本施行細則によって行う。
  - (2) 代議員の選出は2年に一度とする。
  - (3) 代議員の新規申請または更新の資格は、申請年の4月1日に満64歳以下であることとする。
- 第 2条 新代議員候補者となることを希望するものは、次の手順により所定の申請書類を理事長に提出する。
- (1) 理事長は、代議員に新代議員候補者の推薦を依頼する。
  - (2) 推薦され新代議員候補者になることを希望するものは、代議員選出を行う定時社員総会の3カ月前までに次の書類を理事長に提出する。
    - ①代議員2名の推薦状
    - ②候補者の履歴書
    - ③候補者の主たる業績の目録（機関誌および呼吸管理に関する学会発表および論文）
- 第 3条 再任を希望する代議員は、代議員選出を行う定時社員総会の3か月前までに所定の申請書類を理事長に提出する。
- 第 4条 新代議員の選出は、第2条による新代議員候補者の中から次の各項により行う。
- (1) 新代議員は、定款第43条により設置される代議員審査委員会が選出し、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
  - (2) 原則として、次の基準を同時に満たすことを新代議員の資格条件とする。ただし、理事会が必要と認めた者はその限りではない。
    - ①審査委員会開催の時点で、合計3年間（3年度）以上本会会員であること。
    - ②医師については「呼吸療法専門医」資格を有していること。
    - ③本会の学術集会において2題以上の発表（共同演者も含む）があること。そのうち1題は、筆頭演者での発表であること。
    - ④呼吸に関する論文3編以上（共同執筆も含む）が内外の雑誌に掲載されていること。ただし、機関誌のプロシーディング以外の抄録発表は論文とは認めない。
  - (3) 同一施設の代議員は3名以内とする。ただし、同一病院でも所属が異なれば同一施設でないとみなす。
- 第 5条 代議員は以下の業務を行う。
- (1) 定時社員総会に出席し、会員を代表して議決権を行使する。
  - (2) 各委員会から推薦を受けた場合、委員として委員会活動に参画する。

(3) 学術集会に出席し、依頼のもとに座長としてセッションの司会を行い、機関誌への投稿推薦を提出する。

(4) 依頼のもとに投稿論文の査読を行う。

第 6条 理事長は、代議員審査委員会に諮って再任を希望する代議員の資格審査を行う。次の各項のいずれかに該当する代議員は再任されない。

(1) 特別な理由がないにもかかわらず、委任状の提出なく直前3年間の定時社員総会に出席がないとき。

(2) 理事会で再任が不相当と認められたとき。

第 7条 再任を希望する代議員は、前条により再任が不相当と審査された場合以外は、理事会の承認を経て、再任されるものとする。

## 第2章 理事および監事の選出

第 8条 理事および監事の選出は定款第19条に基づき、本施行細則によって行う。

第 9条 理事は代議員の中から選出する。

2 理事への立候補には、所属施設が「呼吸療法専門医研修施設」に認定されていることを要件とする。

3 監事は、立候補届出締切日において以下の要件を満たす会員の中から選出する。

(1) 代議員またはその経験者であること。

(2) 呼吸療法専門医の資格を有していること。

(3) 68歳未満であること。

第10条 理事を下記の3つに区分する。

(1) 選挙理事 7名（選挙によって選出される理事）

(2) 職責指定理事 4名（学術集会会長、副会長2名、前会長）

(3) 職種指定理事 4名以内（医師および医師以外の職種から選任）

第11条 役員の再任は次の各項に従う。

(1) 選挙理事と職種指定理事は連続して3期を超えて再任することはできない。職責指定理事は、副会長に選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときに退任し、会長に就任すると同時に再任する。任期はその後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(2) 選挙理事と職責指定理事が重複した場合は選挙理事であることを優先し、その職責指定理事枠は空席とする。

第12条 選挙理事および監事候補者となることを希望するものは、理事および監事選出が行われる定時社員総会の1か月前までに所定の申請書類を理事長に提出する。

第13条 選挙理事および監事の選出は、定時社員総会における代議員の投票により行う。不在者投票は認めない。

- 2 立候補者数が定数内だった場合は、投票は行わず定時社員総会に出席した代議員の議決権の過半数の承認をもってこれを選出する。

第14条 選挙の方法は次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては理事長が代議員の中から2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 選挙理事の投票は5名連記とし、監事の投票は2名連記とする。
- (3) 以下の投票は無効とする。
  - ① 正規の用紙を用いないもの。
  - ② 立候補者以外の氏名を記載したもの。
  - ③ 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
  - ① 有効得票数が最も多い者から順次、定数までの候補者をもって当選とする。
  - ② 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。
  - ③ 任期終了2年以前に選挙理事または監事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第15条 職種指定理事は、選挙理事選挙の年に代議員の中から新理事長がこれを選任し、社員総会に報告して承認を得る。

### 第3章 代表理事（理事長）および副理事長の選出

第16条 新理事長の選出は、定款第19条に基づき、本施行細則によって行う。

第17条 新理事長は、新役員による最初の理事会において、新しく選出された選挙理事の中からその互選により選出する。

第18条 新理事長候補者は、選挙理事選出時の有効得票数上位3名とする。ただし、有効得票数の等しい候補者が複数ある場合は、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

- 2 選挙理事の選出にあたり選挙が行われなかった場合は、立候補した理事の全員を新理事長候補者とする。

第19条 理事会は、次の各項に従って新理事長を選出する。

- (1) 選挙にあたっては前理事長が理事の中から2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とする。
- (3) 不在者投票は認めない。
- (4) 以下の投票は無効とする。
  - ① 正規の用紙を用いないもの。
  - ② 理事長候補者以外の氏名を記載したもの。

③複数の氏名を記載したもの。

(5) 当選者の確定は次の各項に従う。

①有効得票数が最も多い者を当選者とする。

②最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、最上位の候補者で再選挙を行い、有効得票数が最も多い者を当選者とする。

③再選挙の結果、最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙理事選出時の有効得票数の上位の者に決定する。それでも同数の場合は、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

第20条 新理事長は、理事（選挙理事、職責指定理事、職種指定理事）の中から副理事長を選任できる。

2 副理事長の任期は新理事長の任期を超えないものとする。

3 理事長は、副理事長を解任することができる。

第21条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、臨時理事会を開催し、選挙理事の中からその互選により暫定理事長をすみやかに選出する。

2 この臨時理事会の議長は、副理事長がこれにあたる。副理事長が選任されていない場合は、監事がこれにあたるが、監事2名が出席している場合は、抽選によってこれを決する。

3 暫定理事長候補者は、残る選挙理事の中で理事選出時の有効得票数上位3名とする。ただし、有効得票数の等しい候補者が複数ある場合は、これら全員を候補者とする。

4 監事が出席している場合は監事を選挙管理人とし、投票用紙を用いた単記無記名投票を行う。監事が欠席の場合は挙手による選挙を行う。最も得票の多いものを暫定理事長とする。最上位に得票数の等しい候補者が複数あるときは、最上位の候補者を対象として再投票を行い、得票の多いものに決定する。それでも同数の場合は、議長がこれを決する。

5 理事会は暫定理事長を社員に報告する。

6 暫定理事長の任期は、前理事長の残任期間とする。

7 暫定理事長は、理事長の職務を代行する。暫定理事長決定までの理事長の職務は、副理事長がこれを代行する。

#### 第4章 学術集会会長の選出

第22条 学術集会会長（会長）の選出は代議員の中から定款第44条に基づき本施行細則によって行う。

第23条 会長の選出は、学術集会担当年度の3年前の事業年度に開催される定時社員総会にて行う。

2 会長の任期は、担当学術集会の前年の学術集会最終日の翌日から担当学術集会の

最終日までとする。

- 3 会長に選出された者は、選出された事業年度に開催される学術集会最終日の翌日から2年後の事業年度に開催される学術集会の最終日まで副会長に就任する。

第24条 会長候補者となるには、3名以上の代議員の推薦を必要とする。推薦状は理事長に提出する。

第25条 理事会は、前条による会長候補者の中から、本会における活動、業績、貢献度等を勘案して単数または複数の会長候補者を指名する。

第26条 理事会で指名された会長候補者が単数の場合には、定時社員総会の承認を得る。候補者が複数の場合には、定時社員総会における選挙により決定する。

第27条 社員総会における会長の選出は次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては、理事長が代議員の中から2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とする。
- (3) 不在者投票は認めない。
- (4) 以下の投票は無効とする。
  - ①正規の用紙を用いないもの。
  - ②指名された会長候補者以外の氏名を記載したもの。
  - ③複数の氏名を記載したもの。
- (5) 当選者の確定は次の各項に従う。
  - ①有効得票数が最も多い者を当選者とする。
  - ②最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときには、選挙管理委員の立会いのもとに、抽選によって順位を決定する。

## 第5章 名誉会員の選出

第28条 名誉会員の選出は定款第7条に基づき、本施行細則によって行う。

第29条 名誉会員の選出は次の各項に従う。

- (1) 名誉会員候補者となるには、本条第3項の推薦基準を満たすとともに、代議員3名以上の推薦を必要とする。推薦書は理事長に提出する。
- (2) 選出にあたっては、理事会の議を経たのち、社員総会で承認を得る。
- (3) 名誉会員の推薦基準は次のとおりとする。
  - ①理事長、学術集会会長、理事、または監事経験者。
  - ②その他本会に対して著しく功績のあった者。

## 第6章 賛助会員

第30条 定款第7条に定める賛助会員とは、人工呼吸器および呼吸管理に関する周辺機器類、医薬品の研究、開発、販売などを行う団体で、代議員1名以上の推薦に基づき、理

事会の承認を経て、所定の会費を納めた者をいう。

- 2 賛助会員は、学会誌上の広告掲載および学術集会における展示などにおいて特典を有する。

## 第7章 会 費

第31条 定款第9条に基づく本会の年会費は次の各項に従う。

- (1) 正会員 (医師) 10,000円  
(医師以外) 8,000円
  - (2) 賛助会員 100,000円
- 2 会費は当該事業年度の6月末日までに納入することとする。

## 第8章 補 則

第32条 本施行細則は、理事会の決議により変更することができる。

2013年 4月 1日施行  
2014年 7月18日変更  
2015年10月28日変更  
2016年 5月25日変更  
2017年 2月28日変更  
2019年 6月27日変更  
2019年10月31日変更  
2020年 7月 7日変更  
2022年 6月10日変更  
2022年11月17日変更  
2024年 9月 6日変更

## 理事会・委員会規則

### 第1章 総 則

- 第 1条 本規則は定款第6章を補足するものである。
- 第 2条 理事長は、理事、監事に理事会への出席を依頼する。
- 第 3条 理事長が必要と認めた場合、理事会に陪席者をおくことができる。
- 2 事務局員は理事会に出席し、議事録を作成する。

### 第2章 持ち回り理事会

- 第 4条 持ち回り理事会は、電子メールを用いて行う。理事、監事、事務局職員で構成するメーリングリストを用いる。メールの発信は事務局から行い、発信者は理事長とする。
- 第 5条 持ち回り理事会開催にあたっては開催期間を明確にする。原則として1～2週間以内とする。
- 第 6条 持ち回り理事会での決定事項は理事会で確認する。

### 第3章 委 員 会

- 第 7条 本章は定款第7章を補足するものである。
- 第 8条 委員長、委員の選任は次の各項による。
- (1) 委員長および委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (2) 委員長は、代議員の中から選任する。
- (3) 委員長は、原則として他の委員会委員長と重複して就任することを避ける。
- (4) 新しく委員会を立ち上げる場合は、委員長は理事会が選任し理事長が委嘱する。他の委員は委員長が選任し、理事会に推薦する。
- (5) 委員長の交代の場合は、委員会が候補者を選任し、理事会に推薦する。候補者の選任の方法は委員会に委ねる。
- (6) 委員の交代および追加の場合は、委員会が次期委員の候補者を会員の中から選任し、理事会に推薦する。候補者の選任の方法は委員会に委ねる。
- 第 9条 委員会は、必要に応じて、副委員長、委員会事務局長を置くことができる。副委員長、委員会事務局長は理事長が委嘱する。
- 第10条 理事長は、理事の中から委員会担当理事を任命する。
- 2 委員会担当理事は委員会に出席し、委員会活動を支援するとともに、学会方針との整合性を図り、理事会との意志疎通を図る。
- 3 委員会担当理事は委員の定数には含めない。
- 第11条 委員、委員長の任期は次の各項に定める。
- (1) 委員の任期は、委嘱を受けた社員総会の終結のときから翌年の社員総会の終結

のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員長である期間も含めて連続6期を超えないものとするが、各委員会規則に別途規定がある場合を除く。

- (2) 原則として、少なくとも2年ごとに当該委員会委員の約3分の1が交代するものとする。新任の委員の選出は各委員会に委ねる。
- (3) 委員長の任期は、委嘱を受けた社員総会の終結のときから翌年の社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、原則として連続4期を超えないものとする。
- (4) Ad hocの委員会に関しては、設置から解散まで同一の委員・委員長で構成することを可とし、(1)から(3)の規定を適用しない。なお、第8条に従って委員の変更追加・委員長の交代ができる。

第12条 委員会活動に係わる経費は、年間活動計画に根拠を付して理事会に申請する。

- 2 交通費、宿泊費等は、別に定める学会規定に基づいて支弁される。
- 3 委員長は、委員会の活動に関する収支決算を指定された期日までに理事長に報告する。

第13条 委員会は委員長、または担当理事が招集する。

- 2 委員会は、委員数の3分の2以上の出席をもって成立する。委員長への委任状はこれを認める。
- 3 委員会は、出席者の過半数をもって議決することができる。賛否同数の場合は、委員長が議決する。
- 4 委員長は、必要に応じてオブザーバーを委員会に参加させることができる。オブザーバーの旅費宿泊費は、学会規定に基づいて支弁する。

第14条 委員長は、委員会議事録、活動記録を指定された期日までに理事長に報告する。

- 2 事務局員は編集委員会・セミナー委員会・専門医委員会に出席し、議事録を作成する。
- 3 第2項に示した委員会以外で事務局員の出席を必要とする会議がある場合は、委員長は理由を沿えて事務局担当理事に申請し、承認を得る。

第15条 各委員会は、必要に応じて本規則に含まれない規定を理事会の承認のもとに委員会内規として定めることができる。

第16条 学術集会会期中の委員会開催を検討する場合は、会長に開催の許諾を得た後、次の各項に留意して学術集会本部に会場手配を依頼する。

- (1) 委員会委員長は、学術集会の4か月前までに委員会開催希望を会長および学術集会事務局に申し出る。
- (2) 会長および学術集会事務局は、学術集会の主要行事と重なる時間での開催を避けるため、委員会開催可能時間帯と使用可能な会議室一覧を委員長に提示する。
- (3) 委員長は、提示された中から委員を招集できる日時を選び、会長および学術集会事務局に連絡して本決定とする。

- (4) 会議室使用料は会議室のレンタル料を時間割して算出し、学会本体の委員会費から支出する。ただし、会長が認めた場合には学術集会の経費として計上することもできる。
- (5) 会議に必要な茶菓等は学会本体の委員会費から支出する。
- (6) 会議室のレイアウト変更などは使用者が行う。

第17条 事務局員が出席する委員会・会議は、原則として平日の9:00～17:45に行う。

- 2 第1項に示した時間以外（以下、時間外とする）に委員会・会議を行う場合は、原則として事務局員なしで開催し、議事録は委員長が作成する。
- 3 第14条2項に示した3委員会で開催する場合は、録画ファイルを担当事務局員に提出して議事録作成を委託する。
- 4 時間外に事務局員を出席させて行う場合は、その時間帯に開催する理由を沿えて事務局担当理事に申請し、承認を得る。

#### 第4章 代 議 員

第18条 本章は定款施行細則第1章第4条（2）を補足するものである。

第19条 新代議員の選出に際して、定款施行細則第4条の（2）に記載された資格条件を満たしていない場合でも、既に本会への多大な貢献が認められ、今後も本会の発展に寄与すると判断できる者は、理事会が代議員への就任を承認できるものとする。

#### 第5章 慶弔見舞金

第20条 他団体への慶弔金は本会の公費として処理し、当該式典への出席に係る旅費・日当・宿泊費についても規定に基づき支給する。

- 2 他団体への祝賀金は、20,000円とする。

第21条 会員の弔事に際しては、供花代などとして名誉会員および役員には目安として30,000円、代議員には目安として20,000円、正会員には目安として10,000円を支出する。

- 2 ただし、未納会費がある場合はこの限りではない。

第22条 その他の慶弔金拠出については、都度持ち回り理事会で審議のうえ決定する。

#### 第6章 学 術 集 会

第23条 本章は定款第8章を補足するものである。

第24条 援助費、余剰金については以下の各項に定める。

- (1) 学術集会開催援助費 200 万円は前年度に学術集会会長に支給し、学術集会後に会長より本体会計に返金する。
- (2) 援助費返金後、公認会計士が概算税額を算出する。
- (3) 概算税額を控除後、余剰金がある場合、25%を学会本体会計へ繰り入れ、75%

を学術集会会長の所属する公的機関へ寄付する。ただし、学術集会会長への寄付は 500 万円を上限額とする。

(4) 赤字の場合、本体会計で補填する。

2 本体会計の決算後に正式な税額が明らかになるが、その時点で修正は行わない。

## 第7章 補 則

第25条 本規則の変更は、理事会の議を経るものとする。

制定 1999年 7月 1日

変更 2011年 6月 9日 (定款改訂に伴う変更)

変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)

変更 2015年10月28日 (委員、委員長の任期改定に伴う変更)

変更 2016年 5月11日 (代議員選出・再審査に伴う変更)

変更 2016年 6月22日 (委員会開催規定の追加)

変更 2017年 5月18日 (オブザーバーの旅費宿泊費規定の追加)

変更 2017年 7月14日 (委員と委員長の任期変更)

変更 2017年10月 5日 (慶弔金規定の追加)

変更 2018年 8月 3日 (援助費、余剰金規定の追加)

変更 2021年 5月20日 (会長への寄付上限額の追加)

変更 2023年 2月16日 (事務局が出席する委員会・会議規定の追加)

変更 2024年 2月22日 (委員、委員長の任期の訂正)

変更 2024年 9月 6日 (委員、委員長の任期の変更・追加)

## 各委員会規則 将来計画・財務委員会 規則

### 第 1条 目的

本会のあり方、将来の方向性などを検討し本会の発展に寄与する。

### 第 2条 組織

- (1) 委員会は理事長、副理事長、前会長、現会長、副会長のほか若干名で構成する。
- (2) 委員長は理事長が務める。
- (3) 委員の任期は、各委員の役職任期を超えないものとする。

### 第 3条 業務

本会の在り方等に係わる次のような重要な課題を長期的な展望に立って審議し、理事会に報告する。

- (1) 理事長から諮問された課題。
- (2) 本会の将来計画に係わる諸課題。
- (3) 本会の財務に係わる諸課題

制定 2007年 6月 8日

変更 2011年 6月 9日

変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)

変更 2019年 6月27日

変更 2020年 2月 6日

変更 2024年 9月 6日

## 編集委員会 規則

### 第 1条 目的

機関誌「呼吸療法」の高い質を維持し、かつ発展させることにより本会の発展に寄与する。

### 第 2条 組織

- (1) 委員長1名、委員9名で構成する。
- (2) 委員長は委員の互選によって選出する。

### 第 3条 業務

- (1) 論文の校閲、採否等の編集業務。
- (2) 編集に関する重要事項の決定。

### 第 4条 業務委託

委員会の事務的業務の一部は第三者（出版社）に委託することができる。

施行 2000年 7月 1日

変更 2005年 7月 1日  
変更 2011年 6月 9日  
変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)  
変更 2023年11月16日

### 代議員審査委員会 規則

- 第 1条 本規則は、定款施行細則第4条および第5条を補足するものである。
- 第 2条 目的  
社員総会が適正に運営されるよう代議員数と質を維持する。
- 第 3条 組織  
(1) 委員長1名、委員7名で構成する。  
(2) 委員長は委員の互選によって選出する。  
(3) 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- 第 4条 業務  
(1) 定款施行細則第4条に基づき、新代議員を選出すること。  
(2) 定款施行細則第5条に基づき、再任を希望する代議員の資格を審査すること。
- 第 5条 委員会は、第2条に掲げる業務の遂行に必要な申請書類の様式を別に定めることができる。
- 第 6条 委員会は、提出された申請書類に疑義が生じた場合は、申請者に直接質疑できる。
- 第 7条 委員長は、審査の結果と、それに至った理由とを併記し、指定された期日までに理事長に報告する。
- 第 8条 委員会は、審査の基準および結果を記録し、保存しなければならない。

施行 1994年 6月30日  
変更 2011年 6月 9日  
変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)

### セミナー委員会 規則

- 第 1条 目的  
セミナー委員会は、質の高い呼吸管理を提供するために必要なセミナーを、呼吸療法に携わる医療従事者を対象として開催するために設置する。また、必要に応じて、他の学術団体と呼吸療法に関するセミナーを共同開催する。
- 第 2条 組織  
委員会は委員長1名、委員10名で構成する。委員は日常業務で呼吸管理に携わっている会員の中から選出する。セミナー事業の運営の一部を大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル16F (株)メディカ出版に委託する。

### 第 3条 業務

委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 少なくとも年2回の委員会主催のセミナーを開催する。そのうちの1回は主にメディカルスタッフ向けの「呼吸療法医学会セミナー」とし、もう1回は「医師向けセミナー」とする。
- (2) 必要に応じて各種講演会やハンズオンセミナーなどを提供する。
- (3) セミナーの形態は、集合型またはWeb配信型とする。
- (4) セミナーのプログラムは委員が順次交代で企画する。
- (5) 講師は原則として委員が務めるが、必要に応じて委員以外に講演を依頼する。
- (6) セミナー開催毎にテキストを作成する。
- (7) セミナー終了時にはセミナー内容などに関する受講者評価を講師別に受け、その概要を委員会で公表する。
- (8) 受講者にはセミナー受講証を発行する。

施行 1999年 7月 1日

変更 2004年12月 3日

変更 2010年 1月 1日

変更 2011年11月30日

変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)

変更 2019年 8月 2日

変更 2021年11月18日

変更 2024年 2月22日

### チーム医療推進委員会 規則

#### 第 1条 目的

本会におけるメディカルスタッフの活動を推進し、広く呼吸管理に携わるメディカルスタッフの活動、育成を支援する。

#### 第 2条 組織

- (1) 委員会は委員長1名、委員10名以内で構成する。
- (2) 委員構成は、職種に偏らないよう配慮する。

#### 第 3条 業務

- (1) メディカルスタッフの本会参加、活動を促進する事業。
- (2) 広く呼吸管理に携わるメディカルスタッフの支援に係わる事業。

施行 1999年 7月 1日

変更 2004年 7月 9日

変更 2011年 6月 9日  
変更 2013年 4月 1日 (法人化に伴う変更)  
変更 2019年 6月27日  
変更 2023年11月16日

### 安全対策・危機管理委員会 規則

#### 第 1条 目的

わが国の人工呼吸管理が安全に行われるよう、調査・啓発を行うとともに、問題点や危機的状況を察知し、その究明と解決を支援する。

#### 第 2条 組織

委員長1名、委員10名と役職担当理事1～2名で構成する。委員は日常の業務で人工呼吸管理に携わっている会員の中から選出する。

#### 第 3条 業務

次の業務を行う。

- (1) 人工呼吸療法の安全に関わる指針を作成し、適宜改訂を行い、安全な人工呼吸療法の普及に努める。
- (2) 人工呼吸管理に関する実態調査を行う。
- (3) 新たな呼吸器疾患や、問題となっている事象の究明・解決を行う。

施行 2019年 6月27日

### ECMOプロジェクト委員会 規則

#### 第 1条 目的

わが国での急性呼吸不全症例に対する体外式膜型人工肺 (ECMO: Extracorporeal membrane oxygenation) による治療成績を向上させること。

#### 第 2条 組織

委員長を1名置く。委員長は理事長が指名する。役職担当理事を1名置く。委員は委員長が選任し、理事会が追認する。原則として、委員の半数は3年で交代する。また委員を連続して6年以上続けることはできない。委員長の任期は3年とする。

#### 第 3条 業務

呼吸不全に対するECMOによる治療成績を改善させるために、あらゆる行動を行う (具体的内容は運用内規に記載)。

その他、委員会等で必要と認めるもの。

#### 第 4条 運営

審議事項に関する議決は委員の過半数の採決によって決定する。委員長への委任状はこれを認める。

具体的な運用については、運用内規に述べる。

施行 2013年 5月

### 利益相反委員会 規則

#### 第 1条 目的

利益相反（conflicts of interest : COI）の基本的な考え方を示し、本会の研究における公正さと中立性を担保し、研究・教育活動を適正に推進する。

#### 第 2条 組織

委員長1名、委員6名で構成する。

#### 第 3条 業務

「呼吸療法領域の研究における利益相反（COI）マネジメントに関する指針」ならびに同施行細則に基づき、COI状態について審議する。

施行 2012年 5月16日

変更 2013年 4月 1日（法人化に伴う変更）

### 社会保険委員会 規則

#### 第 1条 目的

本会に関連する保険医療関連諸事項を調査・審議し、診療報酬改定に向け必要な案件を絞り込み提案書を作成、関係諸学会との連携を取りつつ、しかるべき手続きにて提出する。同時に本会に関連する現状の医療行為について、診療報酬体系の適正状況と整合性を確認する。

#### 第 2条 組織

- (1) 委員長は代議員の中から理事長が委嘱する。ただし、任期途中で代議員でなくなった場合は、理事会の議を経て任期満了まで務めることができる。
- (2) 委員長1人、副委員長1人、委員数名とする。委員は委員長が選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (3) 委員長を含めた上記委員の任期は3年とするが、再任は妨げない。ただし連続3期を超えないものとする。
- (4) 原則として、少なくとも3年ごとに委員の約3分の1が交代するものとする。
- (5) 新任委員は公募（自薦および他薦）とし、委員会で検討した後に理事会で決定する。
- (6) 新任・再任の委員は就任の年の4月1日に満64歳以下とする。
- (7) 委員会事務局は、本会事務局におく。

#### 第 3条 業務

- (1) 広く本会会員から診療報酬に関する要望を集積・整理し、上記委員会にてその必要性・妥当性を審議する。
- (2) 委員会で決定した本会からの提案案件について提案書を作成し、社会保険連合会及び関係諸学会との連携を保ちながら、厚労省に提出する。  
なお、提案書作成の業務の一部は第三者（調査会社）に委託することができる。
- (3) 上記保険連合会あるいは厚労省からのヒアリングに対応する。
- (4) 保険制度全般に関する知識と理解に関し本会会員への普及に貢献する。

#### 第 4条 会計

委員会活動に関する収支決済を報告する。

#### 第 5条 運営

- (1) 委員長は随時委員会を招集することができる。
- (2) 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 委員会の議事は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときには委員長の決するところによる。

施行 2015年 5月 1日

変更 2025年 5月30日

### 倫理委員会規則

#### 第 1条 目的

呼吸療法を行うに当たって生じる、または生じる可能性の高い臨床倫理的な問題に関し検討するとともに、会員の呼吸療法に関する臨床倫理的資質の向上を支援する（但し、利益相反に関することは含まない）。

#### 第 2条 組織

委員長1名、委員5～7名で構成する。

#### 第 3条 業務

次の業務を行う。

- (1) 呼吸療法に関し診療上問題となりうる倫理的課題の検討。
- (2) 呼吸療法における倫理講座等の準備。
- (3) その他、理事会、委員会等で必要と認める業務。

施行 2015年 9月15日

変更 2018年11月15日

### 学術研究推進委員会 規則

#### 第 1条 目的

呼吸療法にかかわる学術研究活動を推進し、広く呼吸管理に携わる臨床研究、基礎研究のプロジェクト活動を支援する。

第 2条 組織

委員会は委員長1名、委員5～7名で構成する。

第 3条 業務

- (1) 臨床研究、基礎研究の基盤を整備する。
- (2) 臨床研究については、人工呼吸領域を中心に、急性期に限らず慢性期も含め、多職種の参画が見込めるプロジェクト活動を委員会で主導し、公募して支援を行う。
- (3) 各委員会で進めている症例登録プロジェクトについても本委員会で集約する。

施行 2019年10月31日

### 広報委員会 規則

第 1条 目的

本会の活動に必要な情報を適切に管理し、本会の活動や呼吸療法全般に関する情報を本会会員および社会に広報することにより、当該領域にかかる本会会員の研鑽を支援し、社会の理解と信頼を得る。

第 2条 組織

委員会は委員長1名、委員10名程度で構成する。

第 3条 業務

- (1) 本会ホームページの企画、編集、管理、公開などを行う。
- (2) 本会の活動や運営に関する情報を収集・管理し、本会会員に広報する。
- (3) 災害などの緊急時に状況に応じて適切な情報提供・活動支援を行う。

施行 2024年9月6日

### 小児在宅人工呼吸検討委員会 規則

第 1条 目的

本会における小児在宅領域の活動を推進し、広く小児在宅人工呼吸療法に携わる医療者の活動、育成を支援する。

第 2条 組織

- (1) 委員会は委員長1名、委員10名以内で構成する。
- (2) 委員構成は、小児在宅領域に携わる多職種で構成する。

第 3条 業務

- (1) 小児在宅医療に携わる医療者への支援。

- (2) 小児在宅人工呼吸療法マニュアルの制作・改訂。
- (3) その他、広く小児在宅医療において必要と認める業務。

施行 2019年10月31日

変更 2020年 2月 6日